

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 2 月 18 日 (金) 第 287 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ペ ー ジ

告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定予定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除予定の通知 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2件)	(障害福祉課取扱い)	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	(水産振興課取扱い)	3
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	4
○土地区画整理事業の換地処分	(都市計画課取扱い)	4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 120 号

森林法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る。

令 和 4 年 2 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林の所在場所
垂水市市木字瀬戸口2723番1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ け り 推 進 課 及 び 垂 水 市 役 所 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。)

鹿 児 島 県 告 示 第 121 号

森林法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る。

令 和 4 年 2 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市国分重久字内野々5816番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市蒲生町下久徳字建山下2567番、2568番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
日置市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

日置市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
白百合調剤薬局	大島郡和泊町和泊字東風平531番地	令和4年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
奄美市	奄美市名瀬幸町25番8号	奄美市訪問看護ステーション「ふれ愛」	奄美市笠利町中金久45	令和4年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第127号

出水郡長島町平尾67番地1 株式会社コザキ代表取締役小崎春海及び出水郡長島町平尾1603番地9 吉武建吾からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 長島町平尾区域（出水郡長島町平尾の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

九州森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和4年1月26日から同年3月24日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，薩摩川内市，日置市，霧島市，いちき串木野市，伊佐市，姶良市，さつま町及び湧水町

鹿児島県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和4年2月18日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字瀧ノ頭15172番1地先から同市笠沙町片浦字石原島16540番1地先まで	前後	7.7～18.0	129.8
				9.7～29.8	129.8

鹿児島県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和4年2月18日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字瀧ノ頭15172番1地先から同市笠沙町片浦字石原島16540番1地先まで	令和4年2月18日

鹿児島県告示第131号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により，霧島市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和4年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 土地区画整理事業の名称
溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
令和4年1月30日